に落ちたのでしたから私が福岡が渡したと思つて拾つたのが財布でした」と供述してゐるのであつて被害者から取つたとは何にも述べてゐないのである。

かく考えるとこの点に付いては検察官に対する供述以外に何ものもないことになるのである。然るに右検察官に対する供述調書を精査検討するにこれは検察官が被告人の金員奪取の点を期待して調べの前に検察官が一定の順序を立てゝ被告人をして右の点を供述せしめたのに被告人がまんまと乗つたような供述の仕方を以て書かれてゐるのであつてその任意性について甚しく疑問の余地なしとしないのである。若しかりに右調書記載の供述内容が被告人の任意的なものであつたとしてもこれを裏付ける補強証拠については全記録を精査検討するも他に発見することが出来ないのである。

依而原審判決が「強盗行為自体に関する補強証拠がある以上…云々」というけれども、被告人の金員強取行為については以上述べた如く被告人の供述自体を以ても断定的に措信出来ない状態であり、他の共同被告人の供述の中にもこれを裏付ける補強証拠となるべきものを看取することが出来ないのであるから原審が被告人を以て強盗の共謀共同正犯と認定したのは証拠法上刑事訴訟法第三百十九条二項違反であり、憲法第三八条第三項及びこの点に関する昭和二四年五月十八日付最高裁判所判例に違反したものと云はなければならぬ。

よつて破毀せらるべきものと信ずる。

第　二　点

原審判決は判決に影響を及ぼす重大な事実の誤認を犯しこれに基いて重大な法令違反を犯してゐるから破毀せらるべきものと信ずる。

原々審判決によれば「同日午後七時三十分頃被告人木村、同佐藤の両名に右の情を打明け……茲に於て被告人ら三名は前記神の所持品を強取することを謀り云々」とあるがこれは事実認定に重大な誤りを犯してゐるものと云はなければならぬ。

其の理由は、被告人の司法警察員に対する第二回供述調書の記録第四五四―四五五丁によれば

「お前達二人が今晩馬喰が戸鎖に行くと云うてゐるから途中の山中で只馬喰を叩いて呉れるとよいと云いました……私等二人は否応なく承諾したら福岡が帰つて行きました」

とあり、記録第三〇九丁によれば裁判長の問に対し被告人は

問　捉えてくれとはどういう事か

答　戸鎖へ行く途中で神を捉まへてくれということでした

問　叩いてくれと福岡が云つたのか、それとも捉えてくれと云つたのか

答　捉えてくれと云つたのです

と云ふてゐるのであつて被告人は被害者より金員強取の点については全く主犯福岡と謀議してゐないのであつて被告人は単に暴行についての認識よりなかつたものといはなければならぬ。

尚記録三一〇丁によれば

「どういうわけで捉えてくれというのか」という裁判の詰問に対し、被告人は

「福岡が神から金をとるためにたゞ捉えればよいのだというように思つたのです」と答へてゐる。

右供述によると被告人自身は単に被害者をつかまへてやることだけの犯意よりなかつたのであつて、たとへ被告人自身のつかまへることが主犯福岡の金員強取の手段になるのだという認識を持つていたとしても被告人自身は単に暴行の認識よりなく金員強取の認識が全然ないのであるからこれを以て被告人をして強盗行為の認識まで延長することは結果的加重犯でない強盗犯には出来ない筈であり、従つて主犯福岡の主観と被告人の主観は全く別箇のものであつたと云はなければ

ならず、而かもこの手段と結果との主観相互間には全然連絡がないのであるからたとへ因果関係があつたとしてもこれは全く自然的なものにすぎず福岡と被告人相互間には意思の連絡のない因果関係であるものと云はなければならないものである。かく考へるとこの点に関する証拠は検察官に対する供述のみでこれが唯一のもので他に補強証拠がないのである。若しかりに被告人が福岡より被害者を捉えることを頼まれた時、被告人に於て自己の捉える行為が福岡の金員強取の手段になるということを結果的に認識したと仮定してもそれは単に福岡の強盗行為に手助けしたにすぎないのであつて、原審判決の如く共謀共同正犯と認定するのは余りにも法的認識が中心より離れてゐるとしか考えられないのである。よつて従犯を以て律するのが妥当であると弁護人は信ずるのである。

第三点

原審判決は刑の量定が著しく不当であつてこれを破棄しなければ著しく正義に反するものと信ずる。

その理由として

一、被告人が本件犯行をなしたのは相被告人福岡と妻同志が親戚関係に当つて居り、のみならず平素の仕事関係に於て世話になつてゐること等から生ずる生活感情から基因してゐて別に深い考えもなく全く突発的にやつたものである。何んとなれば昭和二六年五月三十日付の被告人の検察官に対する供述調書をみるに被告人は「福岡と木村が相談している所へ私が行き会はせたのは、私が戸鎖まで馬をやつてくれと頼まれていたことについて駄目だと断りに福岡の家へ行こうとしてこゝを通りかゝつた時、偶然福岡と木村の相談の処へ行き会はせたのです」と述べてゐるのを見ても本件犯行が時間的に如何に突発的なことであつたかを看取出来ると思うのである。亦前述の司法警察員に対する二回の供述調書中記録第四五四―四五五丁によつても被告人は福岡から被害者を捉えることを頼まれた時、何度となく断つたが遂に断り切れず軽卒にも理性が敗れて本件犯行をなすに至つたとしか考えられないのである。

二、次に若しかりに被告人が強盗行為に付いて認識があつたものと認定せられたとしてもそれは前述の如く全く結果的な認識であつて被告人自身が自ら被害者より金員強取するに当つての積極的な意思を持つてゐたのではないのである。

その証拠には被告人の司法警察員に対する第二回供述調書中記録四五六丁によれば被告人は「……俺も心持が『ダンダン』して困ると話してゐました。色々話してゐたが福岡と馬喰さんが仲々来ないので……二人でそこから千歳の方に戻りました……云々」と述べてゐることをみても被告人は決して本件犯行について積極的な意思を持たず、頼んだ人が人であるから仕方なく応じたものであることを看取出来ると思うのである。而もその仕方なく引受けた行為が暴行脅迫の点に付いてゝあつて、たとい右行為が結果的に主犯福岡の金員強取を容易ならしめたとしても、それは単なる幇助にすぎず従犯を以て律すべきものである。

三、被告人は強盗するほど度胸のある人間ではなく非常に小心な人間である。記録によると被告人は本件犯行直後相被告人の木村と二人で福岡の宅に立寄り酒を呑んでから二人で自宅に帰つて来て、妻からどうしたのかと云はれて「とんだ悪いことをした」とのべ妻からどうしたのかと問はれて「今に判ることだ」と云つてゐる。この点を見ても被告人の小心な純心な人間性と本件犯行が如何に単純にして突発的になされたかを看取出来ると同時に被告人の後悔の心情を吸み取ることが出来るのである。

四、被告人は今日まで一回も警察、検察庁に取調べられたことなく前科は勿論ない人間である。尚本件に於ては被害金額が全部被害者に還つて実害を生じてゐないのである。

五、被告人は妻子四人を持つて現在青森県上北郡の開墾部落で真面目に働いて居るのである。記録によつて判る通り被告人は現在の開拓に入るまでは生活困窮のため数回北海道の漁場に出稼ぎに行つて家族を養つてゐたのである。それを子供も多くなるので意を決して地元の開拓に身を投じたのである。正に被告人にとつては人間革命とも云うべき大自覚で

弁護人はこゝに被告人の開拓を以て人生の再出発をなさんとする、そして開拓に伴う凡ゆる困難を克服して尚「生きる」情熱に燃える被告人をしてむざ〳〵と暗黒の世界に落し入れたくないのである。亦本件はかゝる世界に入れるべき筋合の事件でないと信ずる。

六、以上を綜合して弁護人は最後に極言する。「開拓人の被告人を救うは只一つ、被告人に対し執行猶予の判決を与えることのみによつて得られるものである」と。

以　上

昭和二八年(あ)第三六七八号

決　定

本　籍　韓国忠清南道舒川郡庇仁面舶島里二一〇番地
住　居　大阪市西区九条中通二の六三八番地　田中きみえ方
無　職　清水一夫、清水永玄、金永元、金永玄、
宋炳俊、松田炳俊、須藤進こと
宋　永　元
大正九年一二月一〇日生

右に対する盗犯等の防止及処分に関する法律違反被告事件について昭和二八年六月二二日東京高等裁判所の言渡した判決に対し原審弁護人三神武男から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　由

弁護人杉崎安夫及び被告人の各上告趣意は、いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。(そして、盗犯等の防止及処分に関する法律二条四号にいわゆる夜間とは、天然の暦に従い日没後、日出前を意味し、従つて四季及び地方の差異によつて必ずしも一様ではない。また同号は、夜間人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若は艦船に侵入して犯したるとき、とあつ

昭和二八年一二月一八日決定　昭和二八年(あ)第三六七八号

て、夜間は所定の場所に侵入して盗罪を犯すという包括的一事実に掛かり、侵入することと盗むこととが共に夜間に行われた場合は勿論、そのいずれか一方が夜間に行われた場合でも、同号の夜間侵入窃盗に当るものと解するを相当とする。原審の維持した第一審判決挙示の証拠によれば、被告人が常習として右の如き意味における夜間侵入窃盗の罪を犯したことを、優に認めることができる。その他記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年一二月一八日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一
裁判官　栗山茂
裁判官　小谷勝重
裁判官　藤田八郎
裁判官　谷村唯一郎

弁護人杉崎安夫の上告趣意

原判決は判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認ある第一審判決を容認した判決で破毀しなければ著しく正義に反するものである。

一、本件公訴事実は十八個に亘る窃盗犯で第一審判決はその全部に対して盗犯等の防止及処分に関する法律第二条第四号、刑法第二百三十五条を以て律して居るがその大多数に亘る十三個に及ぶ左表の事実は単に刑法第二百三十五条を以て律すれば足り盗犯等の防止及処分に関する法律第二条第四号の構成要件たる事実の一部を欠缺するものである。

二、第一審判決の左表記載の公訴事実の犯行時間に付き各盗難被害届を主軸として実況見聞書或は被害者側の供述調書の各記載を綜合して認めた如く窺はれるが被害届及実況見聞書記載の犯行時間は就れも始期より終期に至る記載がありこの意味はその全時間に引続き犯行ありとしたものに非ずしてその間の何時かに行はれた趣旨であること言を俟たない。然るにその間の何時頃敢行されたかは上記各証拠を綜合するも明かでなく、従つて時間特定が為し得ぬまゝ判決に及んだものであると言はざるを得ない。

三、盗犯等の防止及び処分に関する法律第二条第四号はその犯行が夜間であることを要件としてゐるので本件に於ては少くも犯行が夜間であつたことの立証は不可欠であるに拘らず被害届等上記の証拠記載の特にその終期は左表事実に於て夜明け後又は日の出後の時間を包含して居るのであるから必ずしも夜間の犯行の証拠とは云い難い。

四、夜間の終期が夜明けなりや日の出時刻なりやにも論あるべきも本件に於ては少くも左表事実は日の出後、即ち非夜間を包む証拠を以て一概に夜間と断定した事実誤認がある。

被告人　宋永元

◎ 表（第一審判示事実順）

	判示番号	判示時間	被害届犯行	被害者	該当日
	年月	終期	終期	氏名	日の出時刻
(一)	二五、七、三〇	夜明	八時	内田きん	四時四六分
(二)	八、一三	六時	六時	目黒甚七	四時五七分
(三)	八、三〇	夜間	七時半	服部謙	五時一一分
(四)	一〇、一六	六時半	六時半	南部勇	十七日五時四八分
(十)	二六、三、一四	六時	六時	鈴木恵一郎	十五日五時五四分
(十一)	四、二九	六時	六時	難波又作	三十日四時五二分
(十二)	五、一四	六時	六時半	山内和子	十五日四時三七分
(十三)	五、二九	四時半	四時半	芝芳太郎	四時二八分
(十四)	六、二〇	六時半	六時半	藤田美雄	四時二五分
(十五)	九、三	七時	七時	北尾清	四日五時一四分
(十六)	九、六	六時半	六時半	七海兵吉	五時一六分
(十七)	三、二九	六時	六時四〇分	村上直次郎	三十日五時三二分
(十八)	九、二	六時	八時	風間三千三	五時一三分

表の附記

(一) 右表記載の日の出時刻は東京に於ける時刻であり之を静岡にすると判示第一事実の日の日の出は四時五三分であり

約七分遅れる。犯地熱海市、伊東市ではその半ば三分乃至四分を加算するのが正しいかも知れない。

(二) 判示第一事実に夜明と云ふ語句があるが同日の翌々日、即ち同年八月一日の夜明は四時十二分であり夜明は日の出より約三十分早いのである。此の差は熱海、伊東でも変りない筈である。

(三) 日の出時刻記載が判示の日の翌日となつてゐる分は判文上前日の日が表示されてゐる為め該当日に修正したのである。

(四) 本調査は東京天文台図書館設付け同天文台編纂理科年表及神宮暦記載によつたものである。

五、右表日の出時刻記載の如く本件公訴事実中十三個に亘る多数の公訴事実は日の出時刻、換言すれば非夜間後の犯行を含む証拠によつて支持されて居る誤りがあり記録上他に夜間たる立証が確立されてゐない。本件で右表の事実に付て常習夜間窃盗を論することは重大な事実誤認である。

六、依て本件中右十三ヶの公訴事実は単純窃盗を以て律すべきに拘はらず甚たしく加重された常習夜間窃盗を以て律し懲役六年に処した第一審判決及之を容認した原審判決は破毀せされば著しく正義に反するものと信ずるものである。

以　上

被告人の上告趣意

多くを語らずとも眞実は飽迄一つであり弱き者が強きものに敗北したとしても其の眞実は矢張り一つで有る故眞実を立証する証人及び何を持つて何が眞実で有るかと言ふ事丈記して見度いと思ひます。

個条書にして申しますならば第一審の裁判長様が誤認して居られる点が一つあります。

即ち再三申して来ましたが余り重要視せず葬られて来たので不思議に思つて居りましたが其の原因が此の度やつと解りましたそれが、一審判事様の誤認であり見解の相違して居る事がわかりました。

即ちそれは私の所持品が被害品として没収されて又直接それが証拠品とされて起訴されて居るので再三声を高くして其の眞実を追究してくれる様申して居りました一審判事様の誤認となつたのは此の点です没収品に対する時価相場何万円位だから量刑の点に於いては何等差つかへなく又大した影響も無いものと断定したらしいのであります処が小生の言はんとする処は其の単価でなく十二、三点の品物が一点が一件の被害品とされて起訴されて居る故十二点となりますと十二、三件の被害件数が消滅なるのでありますこの点を主張して参りましたが悪意でなく見解の相違で一審判事様が無意識の中に誤認をされて所持品に代わる単価丈を見積り一点が一件の被害品とされて居る点をお判りにならなかつた様子でありました。

其の事を此の度わかつたので私も成る程と思ひ只今申し上げます裁判長様十二、三点の私の所持品が一件の被害証拠となり十三件の被害証拠となつて居ります故此の点を充分お取調べ願ひます正に審理不充分であり違法な判決ではなかつたかと思ひます。

同じく高裁に於いては記録のみに依つて審理する故只形式にのみ過ぎた様に思はれますそうすれば此の十二、三点の私の

所持品は如何にして立証するかそれは左の通りであります。

前回の公訴趣意書に申しましたが台風の時に私が被害を受けた時只今証人となる人がオート三輪を持つて来て海中に沒して居る小生の品物即ち現在証拠品とされて沒収された品物を運搬して当時未被害地であつた交番所の横の空地にて洗濯して四日間も費ひやして乾して下さつた人でありますそして当時交番所の巡査も知つて居り隣の銀行の管理人も良く知つて居ります故に此の証人に立証して貰へば現在沒収されて居る品物が一目瞭然となり又如何に私が色目で見られて不利な立場に追ひ込まれ無茶な起訴をしたかが良く判りますそれでは何故一審二審に於いてそれ程重要な証人を申請しなかつたかその事に付ては左の通りで有ります当時一審の時にも二審の時にも証人が夫婦喧嘩をして家庭不和の為居住地が判明しなかつたのでどうする事も出来ず終りましたが二審の時にも其の後色々努力しましたが判明しなかつたが幸か不幸か此の度やつと証人の居所を探し当てたので只今申し上げて居ります外に何を申しましても不利な立場に置かれて居る故無駄だと思つて居りましたが幸真実は只一つで有る故此の十二、三件の被害品に対する立証は充分出来得るのであります裁判長殿三審に於いて甚だ面倒ではありませうが裁判は飽迄公正で真実に裁くのが裁判であり法律であると信じて居ります故此の証人を是非お取調べ願ひまして誠の判決を下して下さい前回にも申しましたが監識して見ても明確に誰の所持品か位な判明する品物がありますす。

此の証人に品物を見せて当時の状況又はあらゆる点に於いてお調べ願ひましても絶対私の所持品に依つて十三件の被害を背負つて不当に人道上許されない酷刑を言渡された点をお察し下さい。

以上が此の度言ひ度いのでありますす裁判長殿政治犯が長期刑を言渡されても其の思想に満足して居る故何等苦にせず服役して居るのでありますす私は一件の犯行でも自己の犯行を持つて此の度の様な長期刑を言渡されても苦には致しませんが自己の所持品を持つて起訴されて刑に行くのは例へ一年の刑期でも諦め切れません此の証人を起用して下さい。

眞犯人が出て来たのと同様な価値があるものと信じます。

万国何づれの国に於いても眞実を裁くのが法であり裁判官と思ひますが故是非証人の申請を致します故お調べ願ひます。

六大新聞を通じても世論に訴へても私は此の度の検事の無暴なる起訴に対して戦ふ積りで居ります何うか私が得心して安心して服役出来る様此の証人をお調べ願ひまして又他にも申し上げ度い事は数多くありますが法的根拠の薄いものは大方三審に於いては取り上げて貰えないと聞いて居りますので省略致しますが此の証人丈は命を掛けても申請して眞実を判つて貰つて十三件の被害を消滅さし充分なる根拠がありますす繰り返して申し上げます一審判事様の誤認の点を特に注意して御覧下さいませ。

単価でなく一点が一件の被害証拠になつて十三件の起訴した証拠になつて居ります此の様な馬鹿氣た話が何所にありませう裁判長殿最後に私も自己の行くべき道は知つて居ります寛大にして此の度の眞実を明確にして下さい其の暁には過去の汚れを落しに行く積りで居ります全部合せると長期刑になりますが今現在私は過去の自責に日夜苦しんで居りますそれ丈に今の私には公正なる判決が欲しいのです。

小供も二人出来ました私にも前途に光明を與えて下さい血書を持つても証人調べを懇願し度いのですが多少の常識も考へて万事裁判長殿の善処を望んで止みません私に法律を信じて安心して暮して行ける様お願ひ致します過去の私ではなく此の事件丈は白より初めて見て下さいませ。

では何分にも寛大なる御処置をお願ひ致します。」

以上

昭和二八年(さ)第四号

判　決

本　籍　浦和市大字三室字宮本三一三六番地
住　居　川口市大字芝三八七四番地
　　鳶　職
　　守　屋　五　十　一
　　明治四三年二月一六日生

右に対する賍物寄蔵被告事件について、昭和二五年七月一九日東京高等裁判所のなした確定判決に対し、検事総長佐藤藤佐から非常上告の申立があつたので、当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

原判決中有罪部分を破棄する。

本件賍物寄蔵の公訴事実について、被告人を免訴する。

理　由

検事総長佐藤藤佐の非常上告趣意について。

関係記録を調査すると、被告人は昭和二四年九月一日午前五時頃川口市大字芝三八七四番地の自宅で、木村某という朝鮮人から頼まれて、その頃同人が同市大字柳崎の並木仁左ェ門方から窃取して来た自転車一台、みの及び雨合羽各一点を、賍物である情を知りながら翌二日に至るまで同所に保管して賍物の寄蔵をなしたとの犯罪事実並びに賍物収受の犯罪事実について、昭和二四年一〇月三日浦和地方裁判所へ公訴を提起せられ、同裁判所は同年一一月二一日右犯罪事実について被告人

を懲役一年及び罰金五千円に処し、但し懲役刑につき三年間右執行を猶予する旨の判決をなし、この判決に対し被告人から東京高等裁判所へ控訴の申立をなし、同裁判所は昭和二五年七月一九日原判決を破棄し、賍物収受の点については、原判決と同一の犯罪事実を認定して、被告人を懲役一年及び罰金四千円に処し、但し懲罪とし、賍物寄蔵の点については、原判決と同一の犯罪事実を認定して、被告人を懲役一年及び罰金四千円に処し、但し懲役刑につき三年間右執行を猶予する旨の判決をなし、この判決は上訴の申立なく同年八月二日確定した。而して一方、被告人は島崎喜代次、朝鮮人木村某と共謀の上、昭和二四年九月一日午前一時頃川口市大字芝字柳崎六八九番地並木仁左ェ門方において、同人所有の中古自転車一台、現金三百円位、小児服地三〇ヤール位、チャンチャンコ二枚、ベビー服三枚、子供シャツ一枚、カッホー着二枚、スリップ三枚、足袋一〇足、配給ネル一二枚、小児用靴下一五足糸二匁位、合羽一着を窃取したとの犯罪事実について、前掲公訴の後たる昭和二五年二月一八日川口簡易裁判所へ公訴を提起せられ、同裁判所は同年四月一一日右公訴事実と同様の犯罪事実を認定して、被告人を懲役一年に処し、但し三年間右刑の執行を猶予する旨の判決をなし、この判決は上訴の申立なく同月二五日確定した事実を認めることができる。しかるに叙上二個の公訴事実は、一つは窃盗、他は賍物寄蔵であつて一見異なる如くであるが、関係記録を精査すれば、犯罪の日時、被害物件及びその所有者等基本事実関係において異なるところなく、両者同一の公訴事実であることが認められる。してみれば同一事件につき後に公訴を受けた裁判所は有罪の判決をなすことができないにかかわらず有罪の判決をなし、その判決が最初に公訴を受けた裁判所の裁判より先きに確定するに至つたとしても、本案につき審判権を有する裁判所の判決と同様の確定力を生ずるものであるから、本件東京高等裁判所としては、同一事件につき確定判決を経たものとして刑訴三九七条、三九二条、四〇四条、三三七条一号の規定により原判決を破棄し、賍物寄蔵の犯罪について免訴の判決をなすの外ないものである。しかるに免訴の判決をなさずして自ら被告人に対し刑を言渡した東京高等裁判所の判決は結局その審判法令に違反した違法がある。それ故、本件非常上告は理由がある。

よつて同四五八条一号により右東京高等裁判所の判決中有罪部分を破棄し、同三三七条一号に則り、本件賍物寄蔵の公訴事実について、被告人を免訴すべきものとし、裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

検察官　安平政吉出席

昭和二八年一二月一八日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜　山　精　一

裁判官　栗　山　茂

裁判官　小　谷　勝　重

裁判官　藤　田　八　郎

裁判官　谷　村　唯　一　郎

昭和二八年(さ)第四号

検事総長佐藤藤佐の非常上告申立

被告人守屋五十一

理由

(一) 右被告人は昭和二十四年十月三日賍物寄蔵及び同収受として浦和地方裁判所に公訴を提起され(浦和地方検察庁検察官検事藤井洋の起訴状による)同年十一月二十一日同裁判所において懲役一年及び罰金五千円但し三年間右懲役刑の執行を猶予する旨の言渡を受け同年十二月二日被告人より控訴を申立てた結果、昭和二十五年七月十九日東京高等裁判所第七刑事部は賍物収受の点につき無罪、賍物寄蔵の点につき有罪として懲役一年及び罰金四千円、但し三年間右懲役刑の執行を猶予する旨の言渡をなし、該判決はその後上訴期間の経過により当時確定するに至つた事実は、添付の一件記録に徴し明白である。

(二) いま右事件の公訴事実を摘示すれば左記(甲)の通りであり、また第二審東京高等裁判所において有罪として確定した事実を摘示するなれば、左記(乙)事実の通りである。

(左記)

(甲) 被告人守屋五十一は、昭和二十四年九月一日午前五時頃、川口市大字芝三千八百七十四番地の自宅で木村某という朝鮮人から同人が同日未明並木仁左ヱ門から窃取して来た中古自転車一台、衣類約六十点、みの雨合羽各一点を他から盗んで来たものである情を知りながら自宅等に蔵置して寄蔵し、その中みの及び雨合羽各一点は前記木村から同年九月二日前記自宅で無償で貰い受けて賍物収受したものである。

(左記)

(乙)　被告人守屋五十一は、昭和二十四年九月一日午前五時頃川口市字芝三千八百七十四番地の自宅で、木村某という朝鮮人から頼まれて、その頃同人が同市大字柳崎の並木仁左ェ門から窃取して来た自転車一台「みの」及び雨合羽各一点をいずれもその賍物である情を知りながら翌二日に至るまで同所に保管し、以て賍物の寄蔵をなしたものである。

(三)　然るに一方、右事件の控訴中である昭和二十五年二月十八日川口区検察庁検察官は、窃盗罪により同被告人を川口簡易裁判所に起訴し(副検事林宇吉名義の起訴状)、同裁判所は同年四月十一日起訴状記載通りの事実を認定して、被告人に対し懲役一年但し三年間右刑の執行を猶予する旨の判決を言渡し、これまたその当時上訴提起期間の徒過により確定するに至つた事実は添付の一件記録により明白である。

そして右起訴状に謂う衣類六十点は、記録添付の守屋五十一提出にかかる「事実始末書」によれば、

一、女子供用大小ワンピンス　三十五、六枚
二、子供用合せのチャンチャンコ　二枚
三、人絹白ケープ　二、三枚位
四、絹紡ホームスパン赤黄格子縞四ヤール物二枚七ヤール物一枚
五、絹白女物スリープ　二枚位
六、茶褐色綿のホームスパン六ヤール物　一枚
七、スフ配給白ネル腰巻生地　五枚分
八、子供用ツリバンツ　十五、六枚
九、人絹白足袋　四足位　黒二、三足
十、白人絹靴下　一束(一打)

十一、人絹カッポー着　二枚

また「自転車一台」は、宮野孝提出の「提出始末書」並に並木仁左ェ門提出被害始末書によれば「中古自転車、但し黒塗車体番号一四〇五一号」である。

(四)　なお右後の窃盗事件の公訴事実を摘示すれば、左記(丙)の通りであり、またこれに対し川口簡易裁判所において有罪として確定した事実を摘示するならば、左記(丁)事実の通りであつて、右(丙)と(丁)事実とは全く同一である。

(左　記)

(丙)　被告人(五十一)は、島崎喜代次、朝鮮人木村某と共謀の上、昭和二十四年九月一日午前一時頃川口市大字芝字柳崎六百八十九番地、並木仁左ェ門方に於て同人所有の中古自転車一台、現金三百円位、並小児服四十二枚、服地三十ヤール位、チャンチャンコ二枚、ベビー服三枚、子供シャツ一枚、カッポー着二枚、スリブ三枚、足袋十足、配給ネル十二枚、小児用靴下十五足、糸二匁位、合羽一着を窃取したものである。

(左　記)

(丁)　被告人(五十一)は、島崎喜代次、朝鮮人木村某と共謀の上、昭和二十四年九月一日午前一時頃川口市大字芝字柳崎六百八十九番地、並木仁左ェ門方に於て同人所有の中古自転車一台、現金三百円位、小児服地三十ヤール位、チャンチャンコ二枚、ベビー服三枚、子供シャツ一枚、カッポー着二枚、スリブ三枚、足袋十足、配給ネル十二枚、小児用靴下十五足、糸二匁位、合羽一着を窃取したものである。

(五)　そして右起訴状に記載の並木仁左ェ門所有の「中古自転車一台」とは、添付の記録中、並木仁左ェ門提出にかかる「犯罪届書」記載によれば、同人所有の黒塗り後車輪タイヤ中大車体番号第一四〇五一号中古品であつたことを推認し得る。

(六)　そこで右前に起訴されたが、しかし後に確定されるに至つた東京高等裁判所認定の(乙)事実と、後に起訴されたが、

しかし前に確定するに至つた川口簡易裁判所認定の（丁）事実とを相対比し検討するに、（乙）は並木仁左ェ門から窃取してきた自転車一台、「みの」及び雨合羽各一点をいずれも賍物であることを知りながら保管して以て賍物の寄蔵をなしたとするに反し、（丁）は、島崎喜代次外一名と共謀の上、並木仁左ェ門方に於て同人所有の中古自転車一台、合羽一着その他現金三百円位、小児服四十二枚、服地三十ヤール位、チャンチャンコ二枚、ベビー服三枚、子供シャツ一枚、カッポー着二枚、スリプ三枚、足袋十足、配給ネル十二枚、小児用靴下十五足、糸二匁位を窃取したものとなすのであつて、勿論両者の間には、認定事実の内容、被害の対象物、及び罪名並びに共謀の点等において若干の相違はあるが、なお右両個の犯行につき一件記録に添付せられた各犯罪の被害届書、被告人提出の書面記載等に徴し仔細に検討するにおいては、右両者の犯行は、少くとも東京高等裁判所の判決において認定された自転車一台、合羽に関するかぎり、その犯行の日時、場所、被害者関係、犯行に事実上関係ある当事者等の点に鑑みて、その事実的内容において結局同一に帰するものと認めざるを得ない。

(七) いまかくの如き重複の結果を招来するに至つた所以を記録につき精査検討するに、前の起訴状（昭和二十四年十月三日附浦和地方裁判所に対する検察官藤井洋名義）においては「被告人五十一は、昭和二十四年九月一日午前五時頃、川口市大字芝三千八百七十四番地の自宅で、木村某という朝鮮人から、同人が同日未明並木仁左ェ門から窃取してきた中古自転車一台、衣類約六十点、みの雨合羽各一点を、他から盗んできたものである情を知りながら、自宅等に蔵置して寄蔵し、その中、みの及び雨合羽各一点は前記木村から同年九月二日前記自宅で無償で貰い受けて賍物収受したものである」とし、罪名は賍物寄蔵及び同収受（刑法第二百五十六条第一項及び第二項）とされていた。ところがこれに対する第一審浦和地方裁判所の判決にあつては、ただ単に「被告人は木村某が川口市大字柳崎の並木仁左ェ門方から窃取してきたものであつて、被告人等はいずれも盗品であることを知りながら、右木村の依頼を受け、昭和二十四年九月一日より同月二日ま

で、みの、雨合羽各一点を保管し、同月二日右自宅において、木村より右みの及び雨合羽を貰い受けた」と認定したのみで、起訴事実中の「衣類約六十点」の賍物寄蔵の点については、別段に判示するところはなかつたが（この部分は無罪とする旨理由中に掲記することを遺脱したものと推認される）、しかし被告人の右誤定事実に対し、刑法第二百五十六条第二項第一項、第四十五条前段第四十七条第十条第四十八条第一項を適用した上、結局賍物寄蔵及び賍物収受の併合罪として処断したのであつた。

然るに被告人は該有罪判決に対し、前示の如く控訴をなした結果、原審東京高等裁判所の判決においては、右第一審判決が同一物件につき賍物寄蔵罪を認定しながら、さらに収受罪を認定することは違法なりとし、原判決を破棄して曰く「被告人守屋は、(一)木村某の依頼を引受けて賍物たるの情を知りながら自転車、みの雨合羽各一点を自宅内に預り保管し、(二)ついで木村より右みの及び雨合羽を貰い受けた旨判示している。即ち原判決は同被告人が賍物たるの情を知つてこれが寄託を受けた後、該賍物中の二点を収受した事実を認めて賍物寄蔵罪と賍物収受罪の二罪の成立を認め、前者につき刑法第二百五十六条第二項を、後者につき同条第一項を適用しているのである。しかしながら既に賍物たるの情を知つてこれが寄託を受けるときは同法第二項の罪を構成するのであつて、その後該物品を収受しても別に同条第一項の罪を構成するものではない」と。即ち賍物収受罪の点は無罪とし、その結果前示の如く賍物寄託に関する（左記）（乙）事実のみを認定して被告人を懲役一年及び罰金四千円に処する旨言渡し、その結果を知る由もなかつた。

然るに別個の起訴状が昭和二十五年二月十八日附川口区検察庁副検事林宇吉名義を以て川口簡易裁判所に提出され、該起訴状にあつては、前示（左記）（丙）の通り「被告人は島崎喜代次、朝鮮人木村某と共謀の上、昭和二十四年九月一日午前一時頃、川口市大字芝字柳崎六百八十九番地並木仁左ェ門方に於て、同人所有の中古自転車一台、現金三百円位、小

児服四十二枚、服地三十ヤール位、チャンチャンコ二枚、ベビー服三枚、子供シャツ一枚、カッポー着二枚、スリプ三枚、足袋十足、配給ネル十二枚、小児用靴下十五足、糸二匁位、合羽一着を窃取したものである」との事実を記載していた為め、川口簡易裁判所においては右起訴の事実と全く同一事実を認定してすでに昭和二十五年四月十一日前示の如く被告人を懲役一年但し三年間右刑の執行を猶予する旨の言渡をなし、ここに該判決の確定を先きに見るに至つたのであつて、これらの諸事情等に事態の経過は一件記録に徴し明白である。

(六) 事情右の如くであるが、いま右(丁)の事実と、(乙)の事実とを相対比すれば少くとも東京高等裁判所において賍物寄託として認定した中古自転車一台と、雨合羽一着とは、すでにその以前なる昭和二十五年四月十一日川口簡易裁判所において窃盗罪として同罪の判決をなした被害物件中に含まれていること明白であり、その間罪名を異にし、共犯関係有無の相違等はあるが、なお且つ両者の犯行事実そのものは畢竟同一であり、ただ法律上の観察を異にしたにすぎずと考えられる以上、前示東京高等裁判所の有罪判決は、結局において実に対し本来刑訴法第三三七条第一号を適用して免訴の判決をなすべきにこれを為さず却つて有罪の言渡を為した意味において訴訟法違反となるのみならず、惹いては憲法第三九条の保障する「何人も同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問われない」とする趣旨にも相背反する結果をも導いているものと謂わざるを得ない。

果して然らば、前示東京高等裁判所の判決は帰するところ刑事訴訟法第四五四条に謂う「審判が法令に違反した」ものと見るの外なく、且つかくの如きは被告人の不利益に帰すること明白と思料されるが故に、ここに原判決を破棄して、更に相当の裁判を求める為め本件非常上告に及んだ次第である。

以上

事件番号	事件名	法廷	裁判年月日	頁数
昭和二五年(き)二	強盗致死、強盗傷人、強盗、同未遂、窃盗、加重逃走未遂、銃砲等所持禁止令違反被告事件につきなした有罪の確定判決に対する再審請求	一小	昭和二八年一二月三日	九五
昭和二五年(あ)三三四	臨時物資需給調整法違反	一小	一二月一七日	四八九
昭和二五年(あ)五四七	賍物牙保、銃砲等所持禁止令違反	一小	一二月一七日	四九五
昭和二五年(あ)六五六	労働基準法違反、職業安定法違反	一小	一二月一七日	五〇三
昭和二五年(あ)一九六八	麻薬取締法違反	二小	一二月一八日	五三一
昭和二五年(あ)二五〇〇	窃盗	一小	一二月一七日	五〇九
昭和二六年(し)九五	公務執行妨害被告事件につきなした保釈取消決定に対する抗告棄却決定に対する特別抗告	一小	一二月三日	一〇三
昭和二六年(れ)一七五四	公文書偽造	二小	一二月四日	一〇九
昭和二六年(れ)二三〇八	背任	一小	一二月一七日	四七三
昭和二六年(あ)三九七九	賍物運搬	一小	一二月一七日	五一五
昭和二六年(あ)四四六九	詐欺、贈賄、収賄	三小	一二月一五日	二一七
昭和二七年(さ)一	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反被告事件につきなした判決に対する非常上告	大	一二月一六日	四六五

昭和二七年	(あ)	六六九	昭和二五年政令第三二五号違反	大	一二月	一六日	三七五
昭和二七年	(あ)	二一一九	麻薬取締法違反	三小	一二月	一五日	二六七
昭和二七年	(あ)	二二二六	昭和二五年政令第三二五号違反	大	一二月	一六日	四二九
昭和二七年	(あ)	二五〇九	酒税法違反	二小	一二月	一一日	二〇三
昭和二七年	(あ)	二九〇三	臨時物資需給調整法違反	大	一二月	九日	一七一
昭和二七年	(あ)	二九九八	詐欺	二小	一二月	一八日	五三九
昭和二七年	(あ)	三三一四	窃盗、賍物故買	三小	一二月	一日	一
昭和二七年	(あ)	三三五〇	職業安定法違反、労働基準法違反	三小	一二月	一五日	二七七
昭和二七年	(あ)	三四〇〇	酒税法違反	三小	一二月	一日	九
昭和二七年	(あ)	三五〇五	強盗、窃盗、貸金業等の取締に関する法律違反	三小	一二月	八日	一二九
昭和二七年	(あ)	三五一四	傷害、恐喝	三小	一二月	八日	一四五
昭和二七年	(あ)	三五二四	強姦未遂	三小	一二月	一五日	二八三
昭和二七年	(あ)	三五九一	酒税法違反	三小	一二月	八日	一五一
昭和二七年	(あ)	三六〇一	食糧管理法違反	三小	一二月	一五日	二八七
昭和二七年	(あ)	三六五五	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、脅迫	三小	一二月	八日	一五五
昭和二七年	(あ)	三六七三	詐欺	三小	一二月	一一日	一九

昭和二七年	(あ)	三七四四	覚せい剤取締法違反	三小	一二月	一日	二五
昭和二七年	(あ)	三七六〇	名誉毀損	三小	一二月	一五日	二九三
昭和二七年	(あ)	四〇一三	業務上横領、詐欺、私文書偽造、同行使、詐欺、有価証券偽造、同行使詐欺	三小	一二月	一五日	二九七
昭和二七年	(あ)	四〇八八	窃盗	三小	一二月	一五日	三一一
昭和二七年	(あ)	四三〇九	強盗傷人	二小	一二月	一八日	五六九
昭和二七年	(あ)	四四五七	酒税法違反	三小	一二月	八日	一五九
昭和二七年	(あ)	五一一三	窃盗	三小	一二月	一五日	三一七
昭和二七年	(あ)	五二六五	致死	二小	一二月	一一日	二〇九
昭和二八年	(さ)	四	賍物寄蔵被告事件につきなした確定判決に対する非常上告	二小	一二月	一八日	五九一
昭和二八年	(き)	一六	収賄被告事件につきなした上告棄却の確定判決に対する再審請求	三小	一二月	一日	四三
昭和二八年	(き)	二二	脅迫、恐喝被告事件につきなした上告棄却の決定に対する再審請求	三小	一二月	一日	四七
昭和二八年	(き)	二三	強盗殺人、住居侵入被告事件につきなした上告棄却の確定決定に対する再審請求	二小	一二月	四日	一一七
昭和二八年	(き)	二四	住居侵入、強盗被告事件につきなした上告棄却の決定に対する再審請求	二小	一二月	二日	七五
昭和二八年	(し)	三八	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、傷害被告事件につきなした異議申立却下決定に対する特別抗告	三小	一二月	八日	一六七

昭和二八年	(し)	八四	再審請求棄却決定に対する抗告につきなした決定に対する特別抗告	三小	一二月	一日	六五		
昭和二八年	(あ)	一一七一	競売入札妨害	一小	一二月	一〇日	一七七		
昭和二八年	(あ)	一九七九	食糧管理法違反	一小	一二月	一〇日	一八三		
昭和二八年	(あ)	二四四三	名誉毀損	一小	一二月	三日	八一		
昭和二八年	(あ)	一七三三	公職選挙法違反	三小	一二月	一五日	三二七		
昭和二八年	(あ)	一七四九	公職選挙法違反	三小	一二月	一五日	三三九		
昭和二八年	(あ)	一九九〇	公職選挙法違反	三小	一二月	一日	二九		
昭和二八年	(あ)	二〇〇四	横領	一小	一二月	三日	八九		
昭和二八年	(あ)	二一四六	公職選挙法違反	三小	一二月	八日	一六三		
昭和二八年	(あ)	二二〇一	公職選挙法違反	三小	一二月	一五日	三四七		
昭和二八年	(あ)	三六七六	窃盗	三小	一二月	一日	三三		
昭和二八年	(あ)	三六七八	盗犯等の防止及処分に関する法律違反	二小	一二月	一八日	五八一		
昭和二八年	(あ)	三七六九	窃盗、銃砲刀剣類等取締令違反	三小	一二月	一五日	三五一		
昭和二八年	(あ)	三七九八	横領	一小	一二月	一〇日	一九一		
昭和二八年	(あ)	三八三六	窃盗	三小	一二月	一日	三七		
昭和二八年	(あ)	三九三七	麻薬取締法違反	一小	一二月	一〇日	一九五		
昭和二八年	(あ)	四〇五四	公職選挙法違反	二小	一二月	一六日	四五九		
昭和二八年	(あ)	四〇五六	公文書偽造、同行使、外国人登録令違反	三小	一二月	一五日	三六一		
昭和二八年	(あ)	四一八五	窃盗、詐欺	一小	一二月	一七日	一九		